

○内閣府令第 号  
農林水産省

農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第八十条第三項の規定に基づき、農林中央金庫法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和二年三月 日

内閣総理大臣 安倍 晋三

農林水産大臣 江藤 拓

農林中央金庫法施行規則の一部を改正する命令

農林中央金庫法施行規則（平成十三年内閣府令第十六号）の一部を次のように改正する。  
農林水産省

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、こ

れを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

別紙様式第8号 (第111条第1項関係) (日本産業規格A4) 業務報告書 年度 (      年      月      日から      年      月      日まで ) 金融庁長官 殿 殿 農林水産大臣 殿  住所 農林中央金庫 代表理事氏名 印 年 月 日		別紙様式第8号 (第111条第1項関係) (日本産業規格A4) 業務報告書 年度 (      年      月      日から      年      月      日まで ) 金融庁長官 殿 殿 農林水産大臣 殿  住所 農林中央金庫 代表理事氏名 印 年 月 日																									
次のとおり報告します。 [第1～第6 略] (記載上の注意) [1～5 略] 第1 事業概況書  年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を		次のとおり報告します。 [第1～第6 同左] (記載上の注意) [1～5 同左] 第1 事業概況書  年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を																									
[1～14 略] 15 単体自己資本比率の状況 [国際統一基準に係る単体自己資本比率] [表略] (記載上の注意) [1～6 略]		[1～14 同左] 15 単体自己資本比率の状況 [国際統一基準に係る単体自己資本比率] [同左] (記載上の注意) [1～6 同左]																									
[資本バツプター比率のうちカウンター・シクリカル・バツプター比率] <table border="1"> <tr> <th colspan="2">当期末</th> <th colspan="2">前期末</th> </tr> <tr> <td>エクスター・シクリカル・バツプター</td> <td>適用されるカウンター・シクリカル</td> <td>エクスター・シクリカル・バツプター</td> <td>適用されるカウンター・シクリカル</td> </tr> <tr> <td>各国・地域の金融当局が定める比</td> <td>適用されるカウンター・シクリカル</td> <td>各国・地域の金融当局が定める比</td> <td>適用されるカウンター・シクリカル</td> </tr> </table>		当期末		前期末		エクスター・シクリカル・バツプター	適用されるカウンター・シクリカル	エクスター・シクリカル・バツプター	適用されるカウンター・シクリカル	各国・地域の金融当局が定める比	適用されるカウンター・シクリカル	各国・地域の金融当局が定める比	適用されるカウンター・シクリカル	[資本バツプター比率のうちカウンター・シクリカル・バツプター比率] <table border="1"> <tr> <th colspan="2">当期末</th> <th colspan="2">前期末</th> </tr> <tr> <td>エクスター・シクリカル・バツプター</td> <td>適用されるカウンター・シクリカル</td> <td>エクスター・シクリカル・バツプター</td> <td>適用されるカウンター・シクリカル</td> </tr> <tr> <td>各国・地域の金融当局が定める比</td> <td>適用されるカウンター・シクリカル</td> <td>各国・地域の金融当局が定める比</td> <td>適用されるカウンター・シクリカル</td> </tr> </table>		当期末		前期末		エクスター・シクリカル・バツプター	適用されるカウンター・シクリカル	エクスター・シクリカル・バツプター	適用されるカウンター・シクリカル	各国・地域の金融当局が定める比	適用されるカウンター・シクリカル	各国・地域の金融当局が定める比	適用されるカウンター・シクリカル
当期末		前期末																									
エクスター・シクリカル・バツプター	適用されるカウンター・シクリカル	エクスター・シクリカル・バツプター	適用されるカウンター・シクリカル																								
各国・地域の金融当局が定める比	適用されるカウンター・シクリカル	各国・地域の金融当局が定める比	適用されるカウンター・シクリカル																								
当期末		前期末																									
エクスター・シクリカル・バツプター	適用されるカウンター・シクリカル	エクスター・シクリカル・バツプター	適用されるカウンター・シクリカル																								
各国・地域の金融当局が定める比	適用されるカウンター・シクリカル	各国・地域の金融当局が定める比	適用されるカウンター・シクリカル																								

[略]	水準の計算に用いた各国・地域の信用リスク・アセットの合計額(百万円)	率 (%)	ル・バツファーマー比率 (%)	ル・バツファーマー比率 (経過措置ベース)	水準の計算に用いた各国・地域の信用リスク・アセットの合計額(百万円)	率 (%)	ル・バツファーマー比率 (%)	ル・バツファーマー比率 (経過措置ベース)
合計								

(記載上の注意)

1 本表は、連結自己資本比率を算出している場合には作成を要しない。

2～4 [略]

[削る。]

5 [略]

[単体自己資本比率の補完的指標である単体レバレッジ比率]

[表略]

(記載上の注意)

[1・2 略]

[第2～第6 略]

別紙様式第9号 (第111条第1項関係)

(日本産業規格A4)

[同左]	水準の計算に用いた各国・地域の信用リスク・アセットの合計額(百万円)	率 (%)	ル・バツファーマー比率 (%)	ル・バツファーマー比率 (経過措置ベース)	水準の計算に用いた各国・地域の信用リスク・アセットの合計額(百万円)	率 (%)	ル・バツファーマー比率 (%)	ル・バツファーマー比率 (経過措置ベース)
合計								

(記載上の注意)

[加える。]

1～3 [同左]

4 「適用されるカウンター・シクリカル・バツファーマー比率(%) (経過措置ベース)」は、平成28年3月31日から起算して1年を経過する日までの期間においてはカウンター・シクリカル・バツファーマー比率に100分の25を乗じて得た比率、平成29年3月31日から起算して1年を経過する日までの期間においてはカウンター・シクリカル・バツファーマー比率に100分の50を乗じて得た比率、平成30年3月31日から起算して1年を経過する日までの期間においてはカウンター・シクリカル・バツファーマー比率に100分の75を乗じて得た比率をそれぞれ記載すること(小数点第3位以下を切り捨て小数点第2位までを記載)。

5 [同左]

[単体自己資本比率の補完的指標である単体レバレッジ比率]

[同左]

(記載上の注意)

[1・2 同左]

[第2～第6 同左]

別紙様式第9号 (第111条第1項関係)

(日本産業規格A4)

業 務 報 告 書  
 年度 ( 年 月 日から )  
 年 月 日まで

金融庁長官 殿  
 農林水産大臣 殿

年 月 日

住 所  
 農 林 中 央 金 庫  
 代表理事 氏 名 印

年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目 次

【第1～第6 略】

(記載上の注意)

【1～5 略】

第1 事業概況書

年度 ( 年 月 日から ) 事業概況書  
 年 月 日まで

【1～15 略】

16 単体自己資本比率の状況

【国際統一基準に係る単体自己資本比率】

【表略】

(記載上の注意)

【1～6 略】

【資本バットナー比率のうちカウンター・シクリカル・バットナー比率】

エクスポージャーの所在国・地域	当期末			前期末		
	カウンター・シクリカル・バットナーの水準の	各国・地域の金融当局が定める比率(%)	適用されるカウンター・バットナー	カウンター・シクリカル・バットナーの水準の	各国・地域の金融当局が定める比率(%)	適用されるカウンター・バットナー

業 務 報 告 書  
 年度 ( 年 月 日から )  
 年 月 日まで

金融庁長官 殿  
 農林水産大臣 殿

年 月 日

住 所  
 農 林 中 央 金 庫  
 代表理事 氏 名 印

年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目 次

【第1～第6 同左】

(記載上の注意)

【1～5 同左】

第1 事業概況書

年度 ( 年 月 日から ) 事業概況書  
 年 月 日まで

【1～15 同左】

16 単体自己資本比率の状況

【国際統一基準に係る単体自己資本比率】

【同左】

(記載上の注意)

【1～6 同左】

【資本バットナー比率のうちカウンター・シクリカル・バットナー比率】

エクスポージャーの所在国・地域	当期末			前期末		
	カウンター・シクリカル・バットナーの水準の	各国・地域の金融当局が定める比率(%)	適用されるカウンター・バットナー	カウンター・シクリカル・バットナーの水準の	各国・地域の金融当局が定める比率(%)	適用されるカウンター・バットナー

【略】	計算に 用いた 各国・ 地域の 信用リ スク・ アセツ トの合 計額 (百 万円)	一比率 (%)	一比率 (%) (経過 措置ペ ース)	計算に 用いた 各国・ 地域の 信用リ スク・ アセツ トの合 計額 (百 万円)	一比率 (%)	一比率 (%) (経過 措置ペ ース)
合計						

(記載上の注意)

1 本表は、連結自己資本比率を算出している場合には作成を要しない。

2～4 【略】  
【削る。】

5 【略】

【表略】  
【単体自己資本比率の補完的指標である単体レバレッジ比率】

(記載上の注意)

【1・2 略】

【第2～第6 略】

別紙様式第10号 (第111条第2項関係)

連結業務報告書

(日本産業規格A4)

【同左】	計算に 用いた 各国・ 地域の 信用リ スク・ アセツ トの合 計額 (百 万円)	一比率 (%)	一比率 (%) (経過 措置ペ ース)	計算に 用いた 各国・ 地域の 信用リ スク・ アセツ トの合 計額 (百 万円)	一比率 (%)	一比率 (%) (経過 措置ペ ース)
合計						

(記載上の注意)

【加える。】

1～3 【同左】

4 「適用されるカウンター・シクリカル・バツプラー比率(%) (経過措置ベース)」は、平成28年3月31日から起算して1年を経過する日までの期間においてはカウンター・シクリカル・バツプラー比率に100分の25を乗じて得た比率、平成29年3月31日から起算して1年を経過する日までの期間においてはカウンター・シクリカル・バツプラー比率に100分の50を乗じて得た比率、平成30年3月31日から起算して1年を経過する日までの期間においてはカウンター・シクリカル・バツプラー比率に100分の75を乗じて得た比率をそれぞれ記載すること(小数点第3位以下を切り捨て小数点第2位までを記載)。

5 【同左】

【表略】  
【単体自己資本比率の補完的指標である単体レバレッジ比率】

【同左】

(記載上の注意)

【1・2 同左】

【第2～第6 同左】

別紙様式第10号 (第111条第2項関係)

連結業務報告書

(日本産業規格A4)

年度 ( ) 年 月 日から  
 ) 年 月 日まで

金融庁長官 殿  
農林水産大臣 殿

年 月 日

住 所  
農 林 中 央 金 庫  
代表理事 氏 名 印

年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況

を次のとおり報告します。

目 次

〔第1・第2 略〕

(記載上の注意)

〔1～5 略〕

第1 事業概況書

年度 ( ) 年 月 日から ) 年 月 日まで 事業概況書

〔1・2 略〕

3 連結自己資本比率の状況

〔国際統一基準に係る連結自己資本比率〕

〔表略〕

(記載上の注意)

〔1～6 略〕

〔資本バツフター比率のうちカウンター・シクリカル・バツフター比率〕

エクスポートの所在国・地域	当期末			前期末		
	カウンター・シクリカル・バツフターの水準に用いた	各国・地域の金融当局が定める比率(%)	適用されるカウンター・シクリカル・バツフター比率(%)	カウンター・シクリカル・バツフターの水準に用いた	各国・地域の金融当局が定める比率(%)	適用されるカウンター・シクリカル・バツフター比率(%)

年度 ( ) 年 月 日から  
 ) 年 月 日まで

金融庁長官 殿  
農林水産大臣 殿

年 月 日

住 所  
農 林 中 央 金 庫  
代表理事 氏 名 印

年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況

を次のとおり報告します。

目 次

〔第1・第2 同左〕

(記載上の注意)

〔1～5 同左〕

第1 事業概況書

年度 ( ) 年 月 日から ) 年 月 日まで 事業概況書

〔1・2 同左〕

3 連結自己資本比率の状況

〔国際統一基準に係る連結自己資本比率〕

〔同左〕

(記載上の注意)

〔1～6 同左〕

〔資本バツフター比率のうちカウンター・シクリカル・バツフター比率〕

エクスポートの所在国・地域	当期末			前期末		
	カウンター・シクリカル・バツフターの水準に用いた	各国・地域の金融当局が定める比率(%)	適用されるカウンター・シクリカル・バツフター比率(%)	カウンター・シクリカル・バツフターの水準に用いた	各国・地域の金融当局が定める比率(%)	適用されるカウンター・シクリカル・バツフター比率(%)

	各国・地域の信用リスク・アセットの合計額 (百万円)		(経過措置ベース)	各国・地域の信用リスク・アセットの合計額 (百万円)		(経過措置ベース)
[略]						
合計						

(記載上の注意)

[1～3 略]

[割る。]

	各国・地域の信用リスク・アセットの合計額 (百万円)		(経過措置ベース)	各国・地域の信用リスク・アセットの合計額 (百万円)		(経過措置ベース)
[同左]						
合計						

(記載上の注意)

[1～3 同左]

4 「適用されるカウンター・シクリカル・バツフナー比率(%) (経過措置ベース)」は、平成28年3月31日から起算して1年を経過する日までの期間においてカウンター・シクリカル・バツフナー比率に100分の25を乗じて得た比率、平成29年3月31日から起算して1年を経過する日までの期間においてはカウンター・シクリカル・バツフナー比率に100分の50を乗じて得た比率、平成30年3月31日から起算して1年を経過する日までの期間においてはカウンター・シクリカル・バツフナー比率に100分の75を乗じて得た比率をそれぞれ記載すること (小数点第3位以下を切り捨て小数点第2位までを記載)。

5 [同左]

[連結自己資本比率の補完的指標である単体レバレッジ比率]

[同左]

(記載上の注意)

[1・2 同左]

第2 [同左]

備考 表中の「」の記載は注記による。

## 附 則

### (施行期日)

第一条 この命令は、令和二年三月三十一日から施行する。

### (経過措置)

第二条 この命令による改正後の農林中央金庫法施行規則（次項において「新規則」という。）別紙様式第八号及び別紙様式第九号の規定は、この命令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に終了する事業年度に係る業務報告書（農林中央金庫法第八十条第一項の規定による業務報告書をいう。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前に終了する事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。

2 新規則別紙様式第十号の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る業務報告書（農林中央金庫法第八十条第二項の規定による業務報告書をいう。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前に終了する事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。